

平成27年12月9日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成26年(ワ)第11号 公金支出返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年9月16日

判 決

那覇市

原 告 板 谷 清 隆
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 德 永 信 一
同 照 屋 一 人

那覇市泉崎1丁目1番1号

被 告 那 覇 市 長
城 間 幹 子
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 大 城 浩
同 上 原 義 信
同 篠 原 弘 一 郎
同 仲 里 豪
同 宮 尾 尚 子

主 文

- 1 本件訴えのうち別紙の「通し番号」1ないし46の各支出命令に係る請求に関する部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の請求

被告は、翁長雄志に対し、1億6675万円及びこれに対する平成26年6月5日（本件訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、那覇市の住民である原告が、那覇市が那覇市障害者福祉センターの指定管理者である社団法人那覇市身体障害者福祉協会に対して支払った平成21年度から平成25年度までの各年度の委託料4154万円のうち、①各年度につき819万円を超えて支払われた部分は地方自治法138条の2などに反する違法な公金の支出に当たり、②平成25年度の支出4154万円のうち1830万円が、同法2条14項、地方財政法4条1項に基づく不当な支出を阻止する義務に反する違法なもので、当時の那覇市長である翁長雄志が発した上記各公金支出に係る支出命令も違法であると主張して、被告に対し、翁長雄志に対して債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償及びこれに対する履行期の後の日である平成26年6月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求める住民訴訟である。

1 関係法令の定め

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号による改正前の法律の題名は、障害者自立支援法。以下、同改正前の本法を「旧法」、同改正後の本法を「新法」という。）

ア 5条1項

「この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスを

いう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。」

イ 77条1項柱書及び同項9号

「市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」

「九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業」

- (2) 那覇市障がい者福祉センター条例（乙1。平成25年条例第1号による改正前の条例の題名は、那覇市障害者福祉センター条例。以下、同改正前の本条例を「旧条例」といい、同改正の前後を通じて本条例を「本件条例」という。）

ア 第3条

「センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号の事業
- (2) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業
- (3) 障がい者に関する各種の相談事業
- (4) 障がい者に対する機能訓練事業
- (5) その他市長が必要と認める事業」

なお、本条2号は、平成24年条例第36号による改正において加えられた（以下、「本件改正」といい、同改正前の本条を「旧3条」という。）。

イ 第13条1項

「市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第2

44条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。」

2 前提事実（末尾に証拠を掲記した事実のほかは争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告は、那覇市の住民である。

イ 被告は、地方公共団体である那覇市の執行機関である。

翁長雄志（以下「翁長」という。）は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、那覇市長の職にあった。

(2) 那覇市障がい者福祉センター

那覇市は、本件条例に基づき、那覇市障がい者福祉センター（旧条例においては、那覇市障害者福祉センター。以下、改正の前後を通じて「本件センター」という。）を設置し、本件センターにおいて、新法77条1項9号（旧法においては、77条1項4号）の定める事業等を行っている。このうち、同号の定める事業として那覇市が行っているのは、那覇市地域活動支援センターⅡ型事業（地域において雇用、就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業。以下「Ⅱ型事業」という。）である。

また、那覇市は、本件条例13条1項に基づき、本件センターの管理を地方自治法244条の2第3項の定める指定管理者に行わせている。

なお、本件改正により、本件センターが行う事業として新法5条1項の定める障害福祉サービス事業が追加されたものである。

(3) 事実経過

ア 那覇市は、平成18年度から平成20年度までの間、社団法人那覇市身体障害者福祉協会（現在は、一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会。以下「那覇身協」という。）を、本件センターの指定管理者に指定し、年度協定（市と指定管理者との間で各年度の業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的として締結されるもの。）を締結して本件センターの施設の維持管理に関する業務を行わせていたところ、これと併せて、事業委託契約を締結して本件センターで行うⅡ型事業等の事業を委託していた（乙2、3、11、証人座安まり子（以下「証人座安」という。））。

イ 平成19年度、平成20年度における指定管理料及び事業委託料はそれぞれ次のとおりであった。

(ア) 平成19年度

施設の維持管理に関する指定管理料 814万円

Ⅱ型事業等の事業委託料 3340万円

(イ) 平成20年度

施設の維持管理に関する指定管理料 814万円

Ⅱ型事業等の事業委託料 3340万円

(乙2～7、11、証人座安)

ウ 那覇市は、平成20年9月、平成21年度から平成25年度までの本件センターの指定管理者を公募した（以下「本件募集」という。）。

本件募集に係る募集要項（乙10の1・2。以下「本件募集要項」という。）においては、指定管理者の行う業務内容は、利用許可に関する業務、旧3条1項各号の定めるⅡ型事業等の各事業の実施に関する業務、施設の維持管理に関する業務及びその他市長が必要と認める業務とされた。

また、指定管理料は、人件費、事務費及び事業費等全てを含むものとされたほか、候補者が平成21年度から平成25年度までの収支予算計画書